

熊谷市住宅用外付け日よけ 設置費補助金のお知らせ

室内での熱中症対策を推進するため、市内において、住宅の窓に外付け日よけを設置した市民に対して、その費用の一部を補助します。

1. 補助対象設備

本補助金の補助対象設備は、外付け日よけ（住宅の窓の外側に設置する用途で製造されたサンシェード又はブラインド）です。

※よしずやすだれ、室内ブラインドなどの製品も日射熱を遮る効果がありますが、本補助金の対象外となります。補助金の利用を検討されている方はご注意ください。

2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、市内に住宅を所有又は借用し、居住している方で、本年度（令和5年4月1日から令和6年3月29日まで）に、その住宅の窓に外付け日よけの設置（支払いを含む）を行った方です。

本補助金の対象者は、下記の全てに該当する方です。

- ・本市の住民基本台帳に記録されていること
- ・本市の市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと
- ・住宅等に、建築基準法、都市計画法、その他関係法令の違反がないこと
- ・住宅を借用している方は、外付け日よけを設置することについて、住宅の所有者の承諾が得られていること
- ・同一年度内に、本補助金の交付を受けていないこと及び本補助金の交付の申請をしていないこと
- ・補助対象経費（外付け日よけの購入・設置経費）について、本市で実施している他の補助金又は助成金等の交付を受けていないこと
- ・本補助金の交付を受けた外付け日よけを設置した窓と同一の窓に外付け日よけを設置する場合において、当該補助金の交付を受けた年度を含めて2年度以上を経過していること
- ・暴力団との関係を有していないこと

3. 補助金額

本補助金の補助金額は、補助対象経費（外付け日よけの購入・設置経費（消費税及び地方消費税の額を除く。））の5分の1（千円未満切捨、上限20,000円）です。「まち元気」熊谷市商品券で交付します。

※新築の住宅又はリフォームした住宅に設置した場合は、補助対象経費（外付け日よけの購入・設置経費）が明確な場合において補助対象になります。

裏面に続きます

4. 補助金交付手続きの流れ

(1) 交付申請

外付け日よけの設置後、購入及び設置に係る費用の支払いをしてから90日以内又は当該支払いをした日の属する年度の末日（令和6年3月29日）のいずれか早い日までに申請してください。

①受付期間

令和5年4月3日～令和6年3月29日

※申請は先着順に受付し、受付期間中でも予算額に達した場合は受付を終了します。

②申請書類

○熊谷市外付け日よけ設置費補助金交付申請書（様式第1号）

○添付書類

- ア 補助対象経費（外付け日よけの購入・設置経費）に係る領収書の写し
- イ 補助対象経費（外付け日よけの購入・設置経費）に係る内訳が分かるものの写し
- ウ 設置した外付け日よけのカタログの写し
- エ 外付け日よけの設置後の写真
※補助対象設備の全体を写したものは必須
- オ 外付け日よけ設置に係る承諾書（様式第2号）（住宅を借用している場合のみ）

③申請先

②の書類を「熊谷市 環境部 環境政策課（江南庁舎2階）」に提出してください（郵送不可）。

※本庁舎、妻沼庁舎、大里庁舎では、受け付けしておりませんので、ご注意ください。

(2) 交付決定

提出された申請書に基づき、書類審査の後、交付決定通知書（様式第3号）を郵送します。

※交付決定通知書の発送は、交付申請を受理した翌月中旬です。ただし、4月申請受理分については、6月中旬発送になります。

(3) 交付請求（3点）

交付決定通知書を受領したときは、受領した月の月末営業日までに、「熊谷市環境部 環境政策課（江南庁舎2階）」に、次のものを持参してください。

○交付決定通知書（様式第3号）

○印鑑（代理人の場合のみ）

○窓口にいらした方の本人確認書類

※本補助金は「まち元気」熊谷市商品券で交付するため、郵送することはできません。

問い合わせ先（申請書提出先）

熊谷市 環境部 環境政策課 環境政策係

- ・住所 〒360-0192 熊谷市江南中央一丁目1番地（江南庁舎2階）
- ・TEL 048-536-1547（直通）
- ・窓口受付時間 8：30～17：15（平日のみ）